

# 鹿児島県の最低賃金



必ずチェック！最低賃金！



## 地域別最低賃金

	時間額	効力発生日	適用範囲
鹿児島県最低賃金	<b>953円</b> 【令和6年10月4日までは897円】	令和6年10月5日	鹿児島県内の臨時、パート、アルバイトを含むすべての労働者及び使用者に適用されます。 ただし、下表記載の産業に該当する場合は、各産業別最低賃金が適用されます。

## 特定最低賃金（産業別最低賃金）

産業名	時間額	効力発生日	適用範囲
自動車(新車)小売業	<b>953円</b>	令和6年10月5日	令和6年10月5日以降、令和6年度の改正が行われるまでは、時間額953円以上を支払わなければなりません。
	<b>945円</b>	令和6年10月4日まで	次に掲げる者を除く(ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます) 18歳未満又は65歳以上の者 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	<b>953円</b> 【令和6年10月4日までは897円】	令和6年度は改正がありません。このため、令和6年10月5日から鹿児島県最低賃金953円以上の支払いが必要となります。	<p>最賃との比較チェック → </p> <p> <b>今すぐチェック!</b></p>
百貨店、総合スーパー	<b>953円</b> 【令和6年10月4日までは897円】		

特定最低賃金(産業別最低賃金)の業種分類は日本標準産業分類(平成25年10月改定)に基づいたものです。

最低賃金には、次の賃金は算入されません。  
臨時に支払われる賃金(結婚手当など)  
時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金

一月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)  
精算手当、通勤手当、家族手当

最低賃金に関するお問い合わせ先

鹿児島労働局賃金室 (電話) 099-223-8278  
鹿児島労働基準監督署 (電話) 099-214-9175  
鹿屋労働基準監督署 (電話) 0994-43-3385

川内労働基準監督署 (電話) 0996-22-3225  
加治木労働基準監督署 (電話) 0995-63-2035  
名瀬労働基準監督署 (電話) 0997-52-0574

## 賃金引き上げに「業務改善助成金」をご活用ください

中小企業・小規模事業者の皆さんへ

生産性向上に向けた取組を支援します

詳しくは

業務改善助成金

検索

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を一定額以上引き上げ、設備投資など(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)を行った場合に、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

【お問い合わせ先】

業務改善助成金コールセンター (電話) 0120-366-440  
鹿児島労働局雇用環境・均等室 (電話) 099-223-8239



〈業務改善助成金を含めた働き方改革・賃金引き上げに関するワンストップ相談窓口〉

鹿児島働き方改革推進支援センター (電話) 0120-221-255

鹿児島労働局・労働基準監督署

